

平成 2 4 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第1日）

9月13日（木曜日）午前10時00分 開会  
午後 1時23分 散会

○議事日程（第1号）

- |       |  |   |
|-------|--|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   | 道組合理約の変更について  |
| 日程第 2 | 会期決定の件   | 日程第16 議案第115号 建物の無償譲渡<br>について                       |
| 日程第 3 | 諸般の報告  | 日程第17 議案第119号 平成23年度赤<br>平市一般会計決算認定について             |
| 日程第 4 | 市政の報告（市長・教育長）  | 日程第18 議案第120号 平成23年度赤<br>平市国民健康保険特別会計決算認<br>定について   |
| 日程第 5 | 報告第 18号 専決処分の報告<br>について                                      | 日程第19 議案第121号 平成23年度赤<br>平市後期高齢者医療特別会計決算<br>認定について  |
| 日程第 6 | 報告第 19号 専決処分の報告<br>について                                      | 日程第20 議案第122号 平成23年度赤<br>平市土地造成事業特別会計決算認<br>定について   |
| 日程第 7 | 報告第 20号 専決処分の報告<br>について                                      | 日程第21 議案第123号 平成23年度赤<br>平市下水道事業特別会計決算認定<br>について    |
| 日程第 8 | 報告第 21号 専決処分の報告<br>について                                      | 日程第22 議案第124号 平成23年度赤<br>平市霊園特別会計決算認定につい<br>て       |
| 日程第 9 | 報告第 22号 平成23年度決<br>算に基づく赤平市健全化判断比率<br>の報告について                | 日程第23 議案第125号 平成23年度赤<br>平市用地取得特別会計決算認定に<br>ついて     |
| 日程第10 | 報告第 23号 平成23年度決<br>算に基づく赤平市資金不足比率の<br>報告について                 | 日程第24 議案第126号 平成23年度赤<br>平市介護サービス事業特別会計決<br>算認定について |
| 日程第11 | 報告第 24号 市立赤平総合病<br>院経営健全化計画の完了報告につ<br>いて                     | 日程第25 議案第127号 平成23年度赤<br>平市介護保険特別会計決算認定に<br>ついて     |
| 日程第12 | 議案第111号 赤平市暴力団排<br>除条例の制定について                                | 日程第26 議案第128号 平成23年度赤<br>平市水道事業会計余剰金の処分及            |
| 日程第13 | 議案第112号 赤平市と滝川市<br>との間の電子情報処理組織による<br>戸籍等事務に関する事務の委託に<br>ついて |   |
| 日程第14 | 議案第113号 中空知衛生施設<br>組合理約の変更について                               |   |
| 日程第15 | 議案第114号 石狩川流域下水  |   |

び決算認定について

日程第 27 議案第 129号 平成23年度赤平市病院事業会計決算認定について

日程第 28 一般質問

1. 五十嵐 美 知 議員

道組合規約の変更について

日程第 16 議案第 115号 建物の無償譲渡について

日程第 17 議案第 119号 平成23年度赤平市一般会計決算認定について

日程第 18 議案第 120号 平成23年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について

日程第 19 議案第 121号 平成23年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第 20 議案第 122号 平成23年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について

日程第 21 議案第 123号 平成23年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について

日程第 22 議案第 124号 平成23年度赤平市霊園特別会計決算認定について

日程第 23 議案第 125号 平成23年度赤平市用地取得特別会計決算認定について

日程第 24 議案第 126号 平成23年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について

日程第 25 議案第 127号 平成23年度赤平市介護保険特別会計決算認定について

日程第 26 議案第 128号 平成23年度赤平市水道事業会計余剰金の処分及び決算認定について

日程第 27 議案第 129号 平成23年度赤平市病院事業会計決算認定について

日程第 28 一般質問

1. 五十嵐 美 知 議員

#### ○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 市政の報告（市長・教育長）

日程第 5 報告第 18号 専決処分の報告について

日程第 6 報告第 19号 専決処分の報告について

日程第 7 報告第 20号 専決処分の報告について

日程第 8 報告第 21号 専決処分の報告について

日程第 9 報告第 22号 平成23年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について

日程第 10 報告第 23号 平成23年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について

日程第 11 報告第 24号 市立赤平総合病院経営健全化計画の完了報告について

日程第 12 議案第 111号 赤平市暴力団排除条例の制定について

日程第 13 議案第 112号 赤平市と滝川市との間の電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託について

日程第 14 議案第 113号 中空知衛生施設組合規約の変更について

日程第 15 議案第 114号 石狩川流域下水

順序	議席番号	氏名	件名
1	2	五十嵐美知	1. 「義務付け・枠付けの見直し」に伴う条例制定の見直しについて 2. 高齢者施策について 3. 子育て支援について 4. 証明書等の交付について

○出席議員

9名  
2番 五十嵐 美 知 君  
3番 植 村 真 美 君  
4番 竹 村 恵 一 君  
5番 若 山 武 信 君  
6番 向 井 義 擴 君  
7番 太 田 常 美 君  
8番 菊 島 好 孝 君  
9番 北 市 勲 君  
10番 獅 畑 輝 明 君

○欠席議員

1名  
1番 大 道 晃 利 君

○説 明 員

市 長 高 尾 弘 明 君  
教育委員会委員長 山 田 和 裕 君  
職務代理者 小 椋 克 己 君  
監 査 委 員 長 壽 崎 光 吉 君  
選挙管理委員会 野 村 繁 君  
委 員 長  
農業委員会会長  
副 市 長 浅 水 忠 男 君  
総 務 課 長 町 田 秀 一 君  
企 画 財 政 課 長 伊 藤 寿 雄 君  
税 務 課 長 栗 山 滋 之 君

市民生活課長 片 山 敬 康 君  
社会福祉課長 永 川 郁 郎 君  
介護健康推進課長 斉 藤 幸 英 君  
商工労政観光課長 伊 藤 嘉 悦 君  
農 政 課 長 菊 島 美 時 君  
建 設 課 長 熊 谷 敦 君  
上下水道課長 横 岡 孝 一 君  
会 計 管 理 者 保 田 隆 二 君  
消 防 長 中 村 高 庸 君  
市立赤平総合病院 實 吉 俊 介 君  
事 務 長

教 育 教 育 長 渡 邊 敏 雄 君  
委 員 会 学 校 教 育 相 原 弘 幸 君  
" 課 長  
" 社 会 教 育 吉 村 春 義 君  
" 課 長

監 査 事 務 局 長 下 村 信 磁 君  
選 挙 管 理 委 員 会 井 波 雅 彦 君  
事 務 局 長  
農 業 委 員 会 菊 島 美 時 君  
事 務 局 長

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長 大 橋 一 君  
" 総 務 議 事 野 呂 律 子 君  
" 担 当 主 幹  
" 総 務 議 事 伊 藤 彰 浩 君  
" 係 長

(午前10時00分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成24年赤平市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、7番太田議員、8番菊島議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から25日までの13日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から25日までの13日間と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は26件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成24年第2回定例会以降平成24年9月12日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は大道議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、地域振興対策の要望行動について申し上げます。空知地域は、農業従事者の高齢化や担い手不足などから農業地域の活力低下や農業生産構造の弱体化が進み、また産炭地域では炭鉱閉山による人口減少や地域経済基盤の脆弱化が著しく進行しております。このため空知地方総合開発期成会により空知管内全体の発展に向けた広域的、管内的重要課題等を集約し、地域経済と住民生活の自立を目指す提案や要望を取りまとめ、7月18日に北海道知事並びに北海道議会などの関係機関へ、7月25日には関係各省政務三役へ、7月26日には資源エネルギー庁ほか関係省庁に対して予算の優先配分や財政の激変緩和などに加え、特に産炭地域の再生に向けた産炭地振興対策についても要望行動を行ったところであります。あわせて7月17日には空知炭鉱市町活性化推進協議会により北海道の関係機関へ、7月25日及び30日には総務省並びに経済産業省ほか関係省庁に対して要望行動を行い、さらに7月31日には北海道石炭対策連絡会議により空知、釧路地域における産炭地振興対策について経済産業省ほか関係省庁に対して要望行動を行ったところであります。

次に、地方交付税について申し上げます。平成24年度の普通交付税につきまして総務省は7月24日に交付決定を行い、同日に閣議報告がされたところであります。道府県を除く全国市町村では対前年度比0.3%の増、道内市町村においても3.8%の増、交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債を含めると3.9%の増となったところであります。一方、本市におきましては、普通交付税決定総額で3.5%の減、臨時財政対策債を含めると3.4%の減となったところであります。減額となった主な理由としては、平

成11年度に発行した文京保育所の改築事業など過疎対策事業債の償還が終了したこと、さらに地域振興費の算定式の変更や一部企業の業績回復により法人市民税が増加となったことが減額の主な要因となったところであります。今後におきましても、地方自治体が担う住民の身近な行政サービスに応じた安定的な財源を確保するため、地方交付税のさらなる拡充について全国市長会等を通じて強く要請してまいります。

次に、あかびら火まつりについて申し上げます。ことしで41回目を迎えたあかびら火まつりは、7月14日から15日の2日間コミュニティ広場を会場に開催いたしました。会場を移して4年目を迎えましたが、両日ともに好天に恵まれ、3万3,000人の来場者でにぎわったところであります。初日の14日には、自衛隊北部方面音楽隊による演奏でオープニング、続いて赤平中学校吹奏楽部の演奏、赤平高校生徒のバンド演奏、夜には赤ふんランナーによるたいまつパレードに始まり、火太鼓、火文字点火セレモニー、火文字の点火、火よっところ踊りと大いに盛り上がったところであります。15日は、多くの市民に参加いただき、市民おどりを実施し、夜は赤平市民花火大会を開催し、市内外から大勢の方々にご来場いただき、赤平の夜空を彩った約3,000発の花火に大きな歓声と拍手が沸き起こり、最後にみこし渡御、集火式により全日程を終了いたしました。今回の火まつりの開催に当たり、特に花火大会については市民の皆様を中心に応援募金や企業協賛、また各種チャリティー大会によってご寄附をいただくなど、大変多くの皆様にご支援を賜り、実行委員長の立場からも感謝を申し上げます。さらに、市民の皆様はもちろん市内企業や各種団体、そして市外からも各種催しへの参加、運営に関するご協力をいただきましたことに心より御礼申し上げます。来年も市民の皆様喜んで参加していただける火まつりとなるよう内容の充実に努めてまいります。

次に、黎明の像安全平和祈願祭について申し上げます。本年は、黎明の像を同じ赤平公園内の山の麓

に移設し、8月10日、平和赤平市民会議の主催により第40回黎明の像安全平和祈願祭が開催されたところであります。当日は、ご遺族など約30人が参列され、炭鉱でとうとい命を失った人々や殉職者をしのび、冥福を祈り、平和と安全を誓ったところであります。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。7月3日、市主催による戦没者追悼式を交流センターみらいにおいて開催し、戦没者の遺族や関係者約50人が参列し、しめやかにとり行われたところであります。

次に、社会を明るくする運動の啓蒙活動について申し上げます。7月14日、第41回あかびら火まつり会場において、第62回社会を明るくする運動として関係団体約120人の参加により、会場内でPR用のうちわやティッシュ等を配布し、啓蒙活動を行ったところであります。

次に、子どもまちづくり探検隊について申し上げます。8月10日、ふるさと少年教室に参加されている小学生を対象に子どもまちづくり探検隊を実施したところであります。当日は、小学生30名が参加し、市内の物づくり企業の見学としてエースラゲージ株式会社北海道赤平工場、公共事業の見学として道道赤平滝川線のこもれび通の工事現場、さらに文京分団詰所の建築現場を見学いたしました。その後エルム高原家族旅行村で昼食をとった後、午後からはグループに分かれて子供たちの目線から赤平の印象やどんなまちになってほしいかなどまちづくり討議を行い、その結果について市長の前で発表していただいたところであります。これら子供ならではの貴重な意見をまちづくりの参考とさせていただきたいと思いますし、今後もこのような機会を通して自分たちの住む地域への関心、愛着を持っていただけるよう努めてまいります。

次に、交通安全運動について申し上げます。7月19日から28日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力をいただきながら、夏の交通安全運動を展開したところであります。運動期間中には、早朝の街

頭指導を初め延べ1,480人のご参加をいただき、子供と高齢者、2輪車、自転車乗用中や居眠り運転による交通事故防止、シートベルト、チャイルドシートの正しい着用キャンペーンを実施し、効果的な運動を実施いたしました。本年度も交通事故死ゼロ2,000日を目標に運動を展開していたところですが、6月16日に錦町において歩行中の高齢者が犠牲となり、また8月22日には共和町において運転中の高齢者が犠牲となる死亡交通事故が発生し、とうとい命が失われてしまいました。新たな犠牲者を出さないためにも、市民一丸となって交通安全の意識高揚と啓発に努め、住民参加の運動を展開し、特に子供や高齢者等のいわゆる交通弱者を事故から守るため、より一層創意と工夫により交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、赤平市消防演習について申し上げます。7月8日、コミュニティ広場において消防職団員112名が参加し、資質向上と士気の高揚並びに地域住民に対する防火思想の啓蒙普及を期することを目的とした平成24年度赤平市消防演習を開催し、市内外より多数のご来賓の出席をいただいたところでもあります。また、本演習を実施するに当たり、7月2日から6日までの5日間で延べ342名の消防団員が早朝より規律訓練、ポンプ車操法訓練を行い、成果を発揮したところでもあります。本演習を契機といたしまして、より一層の火災予防の推進と総合的な消防技術の向上に努めてまいります。

次に、赤平市総合防災訓練について申し上げます。9月1日の防災の日を前に、8月25日午前9時50分より平岸地区を対象として平岸小学校を会場に、市職員及び消防職団員を初め赤歌警察署、平岸地区の住民など214名の参加をいただき、赤平市総合防災訓練を実施したところでもあります。本訓練は、緊急地震速報が北海道全域に発せられ、赤平市に最大震度6弱の大地震が発生したとの想定により、住民避難訓練、収容避難所開設運営訓練及び炊き出し訓練など11に及ぶ訓練を実施したところでもあります。昨

年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として防災体制の一層の強化を図り、万が一災害が発生した場合においても本訓練の成果を発揮し、被害の軽減に努めることができるものと考えております。今後におきましても市民の生命、身体及び財産を守る消防防災活動について市民各位のご理解をいただくとともに、消防力の一層の充実強化を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりに向けて積極的に取り組んでまいります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、全国学力・学習状況調査の結果についてであります。この調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されたもので、昨年までは国語と算数、数学の2教科でありましたが、ことしは2教科に理科を加えた3科目でことし4月実施されたものであり、ことしで6年目となります。ことしも国の事業としては悉皆調査ではなく抽出調査となりましたが、一昨年、昨年に続き道教委の費用負担による希望利用調査を含め全ての対象児童生徒に実施されたところでもあります。抽出調査については、本市では小中各1校が対象となりましたが、その抽出調査の結果が8月8日、全国一斉に公表されました。本市においても関係資料が送られてきましたが、公表については国、道とも地域間、学校間の序列化を招くおそれがあるとして個々の市町村名、学校名の公表は行わないとしております。本市においても同様の観点から公表をしないことといたしました。なお、今後道教委による希望利用調査分とあわせた全校分の結果が出されることとなりますが、その分析及び改善計画については作業を行い、それらを活用する中で

子供たちの学力向上に向けた指導方法の工夫改善などの取り組みを進めてまいります。

次に、夏休み中に行われた児童生徒に対する補習授業についてであります。全国学力・学習状況調査の結果における学力向上対策の一環として、このたび市内の教職員研修団体であります赤平市教育研究推進協議会の協力のもと夏休みを利用し、市内の小学校5年生から中学校2年生の希望者を対象に科目を算数、数学に絞り、交流センターみらいを会場として1日2時間の学習会を3日間行いました。参加者は31名と多くはありませんでしたが、市内の児童生徒が各学年に分かれ、複数の教員の指導のもとにそれぞれ合同で学習することで同じ学年同士互いに刺激し合いながら学力向上への有意義な時間を過ごしたものと思っております。

次に、赤平高校についてであります。赤平高校については、定例会ごとに報告しているところでありますが、9月4日に道教委による本年度の公立高等学校配置計画が公表されました。6月5日に公表された計画案から変更はなく、本年度計画として確定したところであります。この計画により、赤平高校の平成25年度募集停止が確定してしまいました。大変残念な結果でありますけれども、失望を禁じ得ません。道教委においては、この公表に先立ち、7月19日に開催された公立高等学校配置計画地域別検討協議会において地域の意見を聞き決定したとのことですが、地域事情を考慮しない計画に大きな憤りを覚えるものであります。市教委としては、高校の今後について十分検討していかなければなりません、少なくとも現在の在校生に対しては充実した高校生活を送れるよう最後まで支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、道教委指導主事の学校訪問の要請であります。指導主事の学校訪問は、昨年度から1次訪問と2次訪問に分けて行われたところでありますが、ことはさらに2次訪問がA訪問とB訪問に分けられ、それぞれのテーマを持って実施されることとなりました。1次訪問については、教育課程の編成、その

実施や評価など主に学校経営にかかわるものについて管理職を対象として指導主事からの指導助言を受けたところであり、6月5日から始まり、既に全7校で実施済みであります。2次訪問については、6月21日から始まっており、A訪問については学校教育に関する専門的な知識や教育実践上の諸課題について助言を行い、学校教育の充実向上に資することを目的としており、全学級での授業公開、教職員との研究協議や教育課程上の問題、研修及び研究推進、学習指導、生徒指導、健康、安全に関しての指導主事からの助言をいただいたところであります。B訪問については、全国学力・学習状況調査の対象として算数、数学、国語、理科の授業改善について研究協議を行うこととしており、2次訪問については11月末までに全校で実施されることとなっているところであります。

次に、ALT、英語指導助手の交代についてであります。平成19年8月からALTとして各学校の英語指導に尽力していただいたメリッサさんが任期を終え、本国に帰国することになりました。メリッサさんについては、在任中特に小学校の学習指導要領の改訂に伴い中学校での指導に加えて小学校での指導も加わり、大変お世話になったところであります。後任としまして、同じアメリカからケイトリン・ビクトリア・マウズナーさんが着任しております。赤平の生活に早くなれ、メリッサさん同様本市の児童生徒への英語指導に大いに力を発揮していただきたいと期待するものであります。

次に、第41回あかびら火まつりによる市民おどりでの児童生徒の参加についてであります。教育委員会が各学校を取りまとめたこととして13回目になりますが、ことしも全小中学校にかかわる地区育成会及び教師、保護者、児童生徒を含めて239名の参加があり、市民おどりの参加者の半数以上を占めております。これらの地域行事に学校教師、地域父母、児童生徒が積極的に参加することにより、子供が地域の構成員として認知されることはもちろんのことではありますが、同時に教職員が地域の一員としてか

かわることにより学校と地域の連帯がより一層強固なものとなり、地域とともに歩む学校づくりの一翼を担っているものと考えているところであります。

次に、中体連各種大会の結果について申し上げます。中空知地区大会では、赤平中学校女子バレー部が準優勝し、全空知大会への出場権を獲得しました。また、赤平中央中学校が駅伝で優勝し、野球部も3位と健闘しております。なお、赤平中学校バレー部は、全空知大会でも3位の成績を残しております。全道大会の出場は、空知大会において陸上競技で赤平中央中学校3年生の横山君が1,500メートルと3,000メートルで優勝、特に1,500メートルでは新記録を出して両種目で全道大会へ、また赤平中学校3年の堀君が柔道66キロで優勝し、全道大会への出場権を果たしております。堀君は、全道大会でも見事3位に入賞し、3年生として有終の美を飾っております。陸上、柔道とも最後まで諦めずに競技する姿に今後のますますの活躍を期待せずにはられません。中体連行事では、いずれの学校の部活動でも結果はどうあれ目標に向かって努力する姿勢は大変感動的で、精いっぱい活躍の中で中体連の全事業が終了しております。

次に、文化面では、第57回空知地区吹奏楽コンクールが8月4日、滝川文化センターで開催され、赤平中学校吹奏楽部部員30名が中学校C編成に参加し、昨年に続き見事金賞に輝きました。金賞の受賞は、ことしで10年連続となり、まさに快挙と言えるものであります。残念ながら5年続いた全道コンクールへの出場は途切れてしまいましたが、精いっぱいの頑張りに惜しめない拍手を送るものであり、同時に今後の活躍を期待するものであります。また、赤平中学校吹奏楽部は、毎年火まつり会場で演奏を初めとして、8月26日開催の第8回赤平市赤い羽根共同募金チャリティーにも参加しており、地域福祉の向上に寄与するための数曲を披露し、市民より絶賛の拍手を受けたところであります。

同じく文化面ですが、第79回全国音楽コンクール空知大会、通称Nコンと言いますが、8月19日、岩

見沢市文化センターで行われ、赤平中央中学校合唱部13名が出場し、奨励賞を獲得しております。空知管内で7校の参加でありましたが、6校が岩見沢初め南空知からの参加という中、少数ながらまとまりのある見事な歌声を響かせ、立派な成績を上げてくれたところであります。

次に、社会教育について申し上げます。6月以降は、季節的にも一年で最も活動的な時期であり、この間各種の社会教育事業が活発に行われております。まず、青少年健全育成事業として体験学習や遊びを通じて各種少年団体のリーダー養成を目的としたふるさと少年教室が始まりました。9月1日までの5回開催のうち、6月16日の交流センターみらいでの開校式に始まり、7月7日には札幌市青少年科学館ほかで体験学習を行い、7月31日から1泊2日の日程で「チームワークと思いやりを育てる」をサブテーマとして美瑛町の国立大雪青年交流の家での宿泊研修を行いました。また、8月25日には夏季のスポーツイベントとして青少年健全育成スポーツ大会キックベースボール大会が行われました。各地区の育成会から9チーム、110名の小中学生が参加し、スポーツを通じて地域交流を行っております。

次に、青少年センターにおきましては、補導員会議等を開催し、夏休み期間中の校外生活の決まりの浸透を図り、また関係機関や各地域と連携しながら、火まつりや各神社祭での巡回補導を行い、青少年の健全育成に努めたところであります。

次に、東公民館関係であります。60歳以上の方を対象にした高齢者事業につきまして今年度より春と秋の2回実施することとして、6月20日には春期高齢者事業、経絡体操で心身ともに健康にを実施し、11名が参加、健康維持増進に努めております。また、上期の講座として初心者向け短歌入門講座、短歌と初めての出会いを7月12日から3回にわたり開講し、延べ16名が参加、最終日に参加者全員が思い思いに短歌をつくって終了しております。さらに、小学生を対象とした夏休み子供体験事業として夏休みいろいろ探険隊を夏休み期間中に3日間開催し、粘土の

消しゴムづくりとシャーベットづくりを行いました。また、砂川市において入浴剤づくりと工場見学を、芦別市においてはヘアリング工場の見学とサクランボ狩りを行い、延べ38名の小学生が楽しい思い出をつくったところであります。

次に、図書館事業について申し上げますが、ことで30回目となります文学散歩を6月30日に実施しました。本年度は、引率を含め27名が参加し、石川啄木と小樽啄木会展が行われていた小樽市を訪ね、小樽文学館や小樽公園などの啄木歌碑を見学し、充実した日を過ごしてきました。

次に、社会体育関係についてであります。今年度4月より市内中学生以下の社会教育施設利用の無料化を実施しております。各施設利用に際しては、教育委員会発行の施設利用者証を提示していただくことで無料利用できるものであります。市民プールについては、利用日数の延長要望により、昨年に比べて約半月早い6月1日にオープンいたしました。プールの利用につきましては、健康維持の意識が高く、水中運動で利用される方が多く見られます。このような現象から、当市でも独自の水中サークルもできております。当係では、昨年に続き水中運動体験講習会を2回実施し、6月17日に24名、9月2日には22名の参加がありました。また、子供水泳教室を夏休み期間中の7月30日から8月2日までと8月6日から9日までの4日間、2回、22名の参加で実施しております。ことしは、小学4年生から6年生を対象として実施していましたが、次年度については低学年の実施を検討してまいります。6月23日に予定しておりました第14回市民健康づくりウォーキングは、雨天のため中止となりました。10月6日に秋のウォーキングを実施する予定であります。7月12日に市内小中学生を対象とした第3回チャレンジ・ザ・スポーツ縄跳び大会を実施し、参加者は7名と少ない結果でしたが、大会記録に挑戦しました。記録は、写真とともに総合体育館内に掲示しております。9月9日にVリーグで活躍しております男子バレーボールチーム、JTサンダーズの選手を講師

として中学生のバレーボール教室を開催しました。当日は、女子中学生37名が参加し、JTの選手、コーチ8名によりデモンストレーションから始まり、基本練習、総合練習、そして写真撮影、サイン会を行いました。生徒たちもプロのプレーと指導に真剣なまなざしで指導を受けておりました。

以上、教育行政の概要について報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 報告第18号専決処分の報告について、日程第6 報告第19号専決処分の報告について、日程第7 報告第20号専決処分の報告について、日程第8 報告第21号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕報告第18号から報告第21号につきまして一括してご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する訴えの提起及び裁判上の和解、修繕費の支払いの請求に関する訴えの提起につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ専決処分書でご説明申し上げます。

最初に、報告第18号でございますが、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する訴えの提起に係る専決処分でございます。件数は1件で、訴えの趣旨でございますが、市営住宅家賃55万7,700円を滞納しておりましたことから、平成24年5月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。相手方より話し合いによる解決を希望するとして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、平成24年5月31日に専決処分したものでございます。なお、申し立て後相手方より平成25年6月から1万5,000円の分割納付を内容と

した答弁がされ、さらに平成24年7月6日、口頭弁論に出頭し、当市より毎月5万円の分割納付を趣旨といたしました和解案を提案いたしました。本年7月13日に当事者間に争いがないものとし、相手方は当市に対し55万7,700円を支払う、訴訟費用は相手方の負担とする、この判決は仮に執行できるとして判決を言い渡されたところでございます。

次に、報告第19号でございますが、市営住宅に係る修繕費の支払いの請求に関する訴えの提起に係る専決処分でございます。件数は1件で、訴えの趣旨でございますが、相手方が平成23年6月1日に退去いたしました。天井、床、壁、建具等複数箇所の破損がありましたことから62万2,267円の費用をかけ修繕をいたしました。そのうち、公営住宅法や市営住宅条例などで原状の回復や費用の負担について規定しており、経年経過による修繕を除きました修繕費35万8,858円につきましてあらかじめ説明し、平成23年10月6日に相手方に請求いたしました。本年5月31日現在においてもまだ弁済がなかったことから滝川簡易裁判所に訴えるもので、平成24年6月4日に専決処分したものでございます。なお、本年7月6日が口頭弁論期日に出頭いたしましたところ相手方の出席はございませんでしたが、当市の主張を認めたものとしてこの事実をもとに判断されることになり、当市の請求は理由あるものとして当市に対し35万8,858円及びこれに対する平成24年6月10日から支払い済みまで年5分の割合による金員並びに訴訟費用を負担する、訴訟費用は相手方の負担とする、この判決は仮に執行できるとして判決を言い渡されたところでございます。

次に、報告第20号でございます。市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解に係る専決処分でございます。件数は2件で、和解の内容といたしましては、1件目につきましては相手方が市営住宅家賃等49万3,755円を滞納しておりましたことから、平成24年5月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月6万6,500円の分割納付を趣旨とした督促異

議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、これを受け、平成24年7月6日、口頭弁論に出頭したところ平成24年7月から毎月末日に限り5万円ずつ指定の口座に振り込んで支払うことで裁判上の和解をしたものでございます。

2件目につきましては、市営住宅の家賃18万5,400円を滞納しておりましたことから、平成24年5月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月2万円の分割納付を趣旨とした督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、これを受け、平成24年7月6日、口頭弁論に出頭したところ平成24年7月から毎月末日に限り2万円ずつ指定の口座に振り込んで支払うことで裁判上の和解をしたもので、以上2件につきまして平成24年7月6日に専決処分したものでございます。

最後に、報告第21号でございますが、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解に係る専決処分でございます。件数は2件で、和解の内容といたしましては、1件目につきましては相手方が市営住宅の家賃41万7,600円を滞納しておりましたことから、平成24年5月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月2万円の分割納付を趣旨とした督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、これを受け、平成24年7月の27日、口頭弁論に出頭したところ平成24年8月から毎月末日に限り2万2,000円ずつ指定の口座に振り込んで支払うことで裁判上の和解をしたものでございます。

2件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃など37万6,060円を滞納しておりましたことから、平成24年6月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月1万5,000円、平成25年4月よりは毎月2万円の分割納付を趣旨とした督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、これを受け、平成24年7月27日、口頭弁論に出頭したところ毎月末日に限り平成24年8月から平成25年3月までは2万円ず

つ、平成25年4月から3万円ずつ指定の口座に振り込んで支払うことで裁判上の和解をしたもので、以上2件につきまして平成24年7月27日に専決処分したものでございます。

以上、報告第18号から報告第21号につきまして一括してご説明申し上げます。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第18号、第19号、第20号、第21号については、報告済みといたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第9 報告第22号平成23年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について、日程第10 報告第23号平成23年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 報告第22号平成23年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく赤平市健全化判断比率を監査委員の意見をつけて次のご報告させていただきます。

初めに、実質赤字比率につきましては、一般会計等におきまして繰上充用額等が生じていないことから、比率は発生してまいりません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、平成22年度決算に引き続き発生せず、特に唯一課題とされていた病院事業会計に関しましても市立赤平総合病院経営健全化計画に基づく病床再編、職員の適正配置並びに一般会計からの繰入金の前倒し等によって

不良債務を全額解消しております。

次に、実質公債費比率につきましては、空知産炭地域総合発展基金基盤整備事業助成金の活用による地方債の抑制や地方交付税措置のある過疎対策事業債等の活用により、平成22年度決算と同様の17.6%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、全ての会計における累積赤字並びに不良債務の解消によって平成22年度決算より7.9%減の177.5%となっております。

地方交付税に関しては、国勢調査人口の減少等により平成22年度より減額となりましたが、行財政改革を継続してきたことで財政4指標は引き続き財政健全段階を維持する結果となったところであります。

次に、報告第23号平成23年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく赤平市資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のご報告させていただきます。

資金不足比率につきましては、病院事業会計は公立病院改革プラン並びに経営健全化計画に基づく経営改善に取り組み、病床再編や職員の適正配置による人件費の抑制等に努めた結果、資金不足を解消し、比率は発生しておりません。

また、水道事業会計につきましては、これまでの水道使用料の改定や計画的な企業債の導入などにより、引き続き資金不足比率は発生しておりません。

以上、報告第22号及び第23号につきましてご報告申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第22号、第23号については、報告済みといたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第11 報告第24号市立赤平総合病院経営健全化計画の完了報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君）〔登壇〕 報告第24号市立赤平総合病院経営健全化計画の完了報告につきましてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第27条第6項において準用する同条第1項の規定により、市立赤平総合病院経営健全化計画の完了について、次のとおり報告させていただきます。

初めに、第1、計画と具体的な措置の状況であります。経営の効率化につきましては一般病床を1年前倒して60床に縮小いたしました。あわせて人件費の削減といたしまして、医師を除く職員給料の11%削減を実施しております。また、一般会計からの繰入金につきましては、不良債務解消分として2億7,500万円の繰り入れと特例債の元利償還分として2億300万円の繰り入れを実施し、市立赤平総合病院改革プランとの乖離分として1億8,400万円を補填したところであります。

このようなことから、次の第2、資金不足額解消の状況についてであります。計画の3年目に当たる平成23年度は当初計画の2億1,858万2,000円を大きく上回る6億8,763万円の資金不足額の解消実績となり、結果平成23年度末の資金不足額は全額解消されたところであります。

次の第3、資金不足比率の状況につきましても、資金不足額の全額解消により、計画値58.5%に対し資金不足比率は発生いたしません。

次に、第4、その他経営の健全化に必要な事項の措置の状況であります。地方公営企業法の全部適用への移行の検討につきまして、平成23年度は1年前倒しで進んだ健全化の新体制のもと一部外来患者数につきましては目標に届かなかったものの、全体の入院患者数及び平均在院日数は目標に達し、医業収益全体では計画に対し5,856万2,000円上回り、21

年ぶりとなる経常収支の黒字化を実現したところであります。このように収支の改善が十分図られている状況下において、当面は現状の経営形態を継続することといたしました。

また、今後の公営企業の経営方針につきましては、第1に健全な経営の確保に関する事項といたしまして、医師の安定的な確保と定着に努め、信頼される医療機関としての充実を図るとともに、透析業務の充実によるさらなる収入の確保に努めてまいります。また、現状の職員適正配置を継続し、収支のバランスを堅持します。あわせて地方公営企業法に基づく繰り出し基準額を基本として、一般会計より計画的な繰り入れを継続的に実施してまいります。

第2に、その他公営企業の経営の合理化に関する事項といたしまして、この地域における当院の果たすべき役割を十分踏まえ、医療の安定的かつ継続的な提供を目指し、現在の診療科の維持と患者サービスのさらなる向上に努めてまいります。

なお、次ページ以降につきましては、平成23年度決算額を踏まえた収支計画を参考資料としてお配りしております。

以上のとおり市立赤平総合病院経営健全化計画の完了報告をさせていただきますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第24号については、報告済みといたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第12 議案第111号赤平市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第111

号赤平市暴力団排除条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

近年暴力団は、より身近な社会経済活動に深く食い込み、住民生活に不当な影響を与える存在となっておりますことから、全国的に暴力団排除条例制定の機運は高まっており、北海道におきましても平成23年4月1日に北海道暴力団の排除の推進に関する条例を施行し、その後道内の各市町村においても条例の制定に向けた動きが見られるところでございます。本市におきましても、赤平市市営住宅条例等の改正により公営住宅等から暴力団を排除するなど、これまで暴力団の排除に取り組んでいるところでございますが、道条例を踏まえながら市民や事業者、警察等と市が連携して暴力団排除に取り組み、市民の安全で平穏な生活の確保や地域経済の健全な発展に寄与することを目的といたしまして、暴力団排除の推進に必要な事項を定めた条例を制定するものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、本条例の目的を規定したものでございます。

第2条につきましては、暴力団や暴力団員などの用語の定義を規定したものでございます。

第3条につきましては、暴力団の排除を推進する上での基本理念につきまして規定したものでございます。

第4条につきましては、市の責務について規定したものでございます。

第5条につきましては、市民及び事業者の責務を規定したものでございます。

第6条につきましては、暴力団を利することにならないよう、発注する建設工事など公共事業等に係る措置について規定したものでございます。

第7条につきましては、公の施設を暴力団員に利用させないよう、その措置について規定したものでございます。

第8条につきましては、市民及び事業者に対する

情報提供などの支援について規定したものでございます。

第9条につきましては、暴力団の排除に関する理解を深めるための広報及び啓発について規定したものでございます。

第10条につきましては、青少年に対する教育等のための措置について規定したものでございます。

第11条につきましては、暴力団の威力を利用することの禁止について規定したものでございます。

第12条につきましては、暴力団員等または暴力団員等が指定した者に対しての利益供与の禁止を規定したものでございます。

第13条につきましては、祭礼等における主催者等の措置について規定したものでございます。

第14条につきましては、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとして委任について規定したものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成24年10月1日から施行するものでございます。

附則第2項といたしまして、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が一部改正されておりますことから、この条例の施行日が法律の施行日前である場合には、施行日の前日までの間における第4条第2項の規定の適用については、同項中第32条の3とあるのは第32条の2とするとして調整規定を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第111号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第13 議案第112号赤

平市と滝川市との間の電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第112号赤平市と滝川市との間の電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

戸籍の電算化につきましては、平成6年度の制度改正で磁気ディスクによる管理が可能となったことから、全国で導入が進み、電算化率は現在90%となっておりますが、地域差が大きく、北海道は60%にとどまっており、近隣においては滝川市が平成13年度に開始したのみとなっております。このような状況の中、昨年度より中空知広域市町村圏組合におきまして戸籍事務のコンピューターサーバーの共有化が検討され、電算化導入済みの滝川市を含めた芦別市、砂川市、歌志内市、新十津川町、奈井江町、上砂川町、浦臼町、雨竜町及び当市の5市5町で共同事業として進めることができないか協議してきたところでございますが、今般協議が調いまして、平成25年10月の稼働を目指し、滝川市に共用サーバーを設置し、その管理などの戸籍等の事務につきまして地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき4市5町それぞれが滝川市に委託することとし、同条第3項の規定により準用いたします地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めます。

以下、規約の内容につきましてご説明申し上げます。

この規約は、第1条から第9条で構成されており、第1条につきましては電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務を滝川市に委託することとして規定し、第2条には委託事務の範囲を、第3条には管理及び執行の方法を、第4条には委託事務の管理及び執行に要する経費の負担をそれぞれ規定してございます。

また、第5条には委託事務の収支については滝川市歳入歳出予算に分別して計上するとしての規定を、第6条には決算の場合の措置を、第7条には連絡会議等について、第8条には条例等改廃の場合の措置を、第9条には委託事務の全部または一部を廃止する場合の規定をそれぞれ規定したものでございます。

附則第1項といたしまして、この規約は、平成25年4月1日から施行することとし、附則第2項といたしまして、赤平市長は、この規約の告示の際、あわせて委託事務に関する滝川市の条例等が赤平市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するとしたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第112号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第14 議案第113号中空知衛生施設組合格約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第113号中空知衛生施設組合格約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

中空知衛生施設組合は、当市を含む3市2町で構成され、火葬場施設の設置及び運営に関する事務、し尿処理施設の設置及び運営に関する事務及び廃棄物の中間処理に関する事務を共同処理しているところでございますが、そのうちし尿処理施設の設置及び運営に関する事務につきましては今般石狩川流域下水道組合の事務に追加し、事務をとり行うことといたしますことから、中空知衛生施設組合格約の一

部を改正する必要がある、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第3条につきましては、共同処理する事務を規定してございますが、条中の表のうち、し尿処理施設の設置及び運営に関する事務の項を削るものでございます。

制定附則の第2項につきましては、別表の改正に伴い字句を改めるものでございます。

別表につきましては、し尿処理施設の設置及び運営に係る費用の項を削り、そのことに伴いまして第1項中の字句を改め、第4項を第3項とする改正を行うものでございます。

附則第1項につきましては、この規約は、平成24年12月1日から施行するといたしまして施行期日を定めたものでございます。

附則第2項につきましては、この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間における中空知衛生施設組合が共同処理する事務及びこれを組織する市町の負担金の負担割合については、改正後の第3条の表、附則第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとして経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第113号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第15 議案第114号石狩川流域下水道組合規約の変更についてを議題いたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課

長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第114号石狩川流域下水道組合規約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

石狩川流域下水道組合は、当市を含む6市4町で構成され、流域下水道の管理運営に関する事務を共同処理しているところでございますが、過疎化による人口の減少や下水道の普及により処理するし尿等が減少し、し尿処理施設の老朽化が進み、修繕、改修が大きな課題となつてございますことから、これらの課題に対処するため、月形町、雨竜町を加えた6市6町によるミックス事業、汚水処理施設共同整備事業といたしましてし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務の共同処理を追加することといたしますことから、石狩川流域下水道組合規約の一部を改正する必要があります、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

目次につきましては、もともと章により構成されておりましたが、題名の次に追加するものとしたものでございます。

第2条は、組合を組織する地方公共団体を規定してございますが、雨竜町及び月形町を加えるため字句を改正するものでございます。

第3条は、組合の共同処理する事務を規定してございますが、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務が追加されますことから条を改正するものでございます。

第4条は、組合の事務所の位置を規定しておりますが、空知郡奈井江町字茶志内10番地として字句を改めるものでございます。

第5条は、組合の議会の組織及び議員の選挙の方法を規定してございますが、雨竜町及び月形町の組合議員各2人を加えて25人とするなどから字句を改めるものでございます。

第6条は、組合議員の任期の規定でございますが、第2項中の字句を改めるものでございます。

第8条の2につきましては、組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部に係るものの議決につきまして特別議決の規定として追加するものがございます。

第9条は、組合の執行機関の組織及び選任の方法について規定してございますが、副組合長の数を3人とするため字句を改めるものがございます。

第4章は、組合の経費としてございましたが、補則とするため字句を改めるものがございます。

第14条は、組合の経費の支弁の方法を規定してございますが、負担割合は別表において定めるとおりとして字句を改めるものがございます。

第15条は、規約に定めるもののほか必要な事項は、組合議会の議決を経てこれを定めるといたしまして条を追加し、別表につきましては第14条第2項関係の表といたしまして石狩川流域下水道の管理運営に関する事務に係る負担金の負担割合及びし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務に係る負担金の負担割合を定めたものがございます。

附則第1項につきましては、この規約は、平成24年12月1日から施行するものとしていたしまして施行期日を定めたものがございます。

附則第2項につきましては、この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間における石狩川流域下水道組合が共同処理する事務及びこれを組織する市町の負担金の割合については、改正後の第3条の表及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとして経過措置を定めたものがございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第114号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第16 議案第115号建物の無償譲渡についてを議題といたします。

なお、本案については、地方自治法第117条の規定により、五十嵐議員、植村議員の退席を求めます。

（五十嵐議員、植村議員退席）

○議長（獅畑輝明君） 本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第115号建物の無償譲渡につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

特定非営利活動法人ラポラボが現在運営してございますグループホーム、ケアホームもえぎの家でございますが、現在民間住宅をお借りして5名の方が利用されている状況でございますが、建物の老朽化が著しく、またさらにグループホーム、ケアホームの利用を希望される方が3名おりますことから手狭となり、施設整備の拡大が急務とのことで、利用人数や現在の場所に近いという地理的条件から豊丘町にございます1棟4戸の職員住宅の譲渡について要望がございました。この職員住宅は、建設年が昭和52年で、公営住宅法を参考といたしますと耐用年数も簡易耐火構造平家建ては30年でございますが、既に超えており、また4戸のうち1戸は入居してございますが、平成14年10月以来入居されていないところもあり、屋根等も傷み、修理費も相当見込まれるところがございますことから、職員住宅としては教職員住宅等の利用を検討し、この職員住宅についてはご要望に応え、無償で譲渡をするとしたもので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものがございます。

記といたしまして、1、目的、グループホーム等整備事業。

2、譲渡する建物の概要、種類、職員住宅、所在地、赤平市豊丘町2丁目4番地、構造、簡易耐火構造平家建て、1棟4戸、床面積194.4平方メートル。

3、相手方、赤平市幌岡町113番地1、特定非営利活動法人ラポラボ理事長、矢武喜久雄でございます。

す。

参考といたしまして、建物の平面図等を添付させていただきますので、ご参照願います。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第115号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

（五十嵐議員、植村議員入場）

---

○議長（獅畑輝明君） 日程第17 議案第119号平成23年度赤平市一般会計決算認定について、日程第18 議案第120号平成23年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第19 議案第121号平成23年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第20 議案第122号平成23年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定について、日程第21 議案第123号平成23年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について、日程第22 議案第124号平成23年度赤平市霊園特別会計決算認定について、日程第23 議案第125号平成23年度赤平市用地取得特別会計決算認定について、日程第24 議案第126号平成23年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第25 議案第127号平成23年度赤平市介護保険特別会計決算認定について、日程第26 議案第128号平成23年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、日程第27 議案第129号平成23年度赤平市病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第119号平成23年度赤平市一般会計決算認定につきまして、各会計決算報告書にて提案の趣旨をご説明申

上げます。

4ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。本市においては人口の減少等による地方交付税や市税の減少によって大変厳しい平成23年度予算の編成となりましたが、赤平市財政健全化計画改訂版を基本にしつつ、第5次赤平市総合計画に位置づけている産業振興、少子化対策、住環境整備の重点プロジェクトを中心に地域振興に努めてまいりました。産業振興としては、空知産炭地域総合発展基金基盤整備事業助成金等の効果的な財源を活用しながら、できる限り公共建設事業等を確保し、少子化対策としては学校耐震化を初め各小中学校、幼稚園並びに保育所の施設充実を図り、住環境整備としては公的住宅や道路等を整備し、安心、安全な環境づくりを進めてまいりました。さらに、病院事業会計の不良債務につきましても病床再編や職員の適正配置、一般会計の繰出金の増額等によって経営健全化計画を4年上回る早さで全額解消することができました。しかし、人口減少が続く本市にとっては、財政規模が縮小されていくと予想されますので、引き続き緊張感を持った財政運営に当たるとともに、総合計画の推進に向け、市民と行政が一体となって努力してまいらなければなりません。

一般会計決算の歳入であります。国の緊急総合経済対策関連予算がなくなり、歳入総額が減少したこともあり、臨時財政対策債を含む地方交付税は歳入の51.8%を占め、市税については企業者等の一部景気回復により対前年度比2.6%の増となったところでもあります。また、歳出につきましても、扶助費はほぼ横ばいの対前年度比0.2%の減、人件費は退職手当組合納付金の精算額が減額となり、対前年度比18.7%の減、普通建設事業費についても歳入と同様に緊急総合経済対策関連予算の減少によって対前年度比20.1%の減となったところでもあります。結果、歳入総額91億3,230万675円、歳出総額87億4,607万5,162円となり、差引額3億8,622万5,513円につきましては翌年度へ繰り越したところでもあります。

次に、議案第120号平成23年度赤平市国民健康保

険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

66ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。最初に歳入につきましては財政調整交付金で対前年度比7.8%、国庫支出金が8.6%、療養給付費交付金が47.0%とそれぞれ増加となりましたが、前期高齢者交付金については平成21年度分の精算により28.0%の減少となりました。また、歳出については、全体の68%を占める保険給付費が対前年度比3.8%の減少となったところであります。結果、歳入総額20億7,846万2,961円、歳出総額19億6,793万9,572円となり、差引額1億1,052万3,389円につきましては翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第121号平成23年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

72ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。歳入につきましては後期高齢者医療保険料が73.1%を占め、歳出につきましては後期高齢者医療広域連合納付金が95.5%を占めたところであります。結果、歳入総額2億2,541万7,860円、歳出総額2億2,317万7,191円となり、差引額224万669円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第122号平成23年度赤平市土地造成事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

76ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。分譲状況につきましては翠光で3区画、美園で1区画、福栄で2区画がそれぞれ未売却地として残ったところであります。結果、歳入総額55万1,892円、歳出総額ゼロ円となり、差引額55万1,892円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第123号平成23年度赤平市下水道事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

79ページをお願いいたします。予算の執行とその

結果の概要であります。污水管339.39メートルの布設を行い、污水管の総延長は8万873.78メートル、雨水管の総延長は8,682.20メートル、污水整備率は78.99%となっております。また、下水道普及率は82.66%、水洗化率は74.01%となっております。結果、歳入総額6億6,371万8,689円、歳出総額6億5,429万2,371円となり、差引額942万6,318円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第124号平成23年度赤平市霊園特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

93ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。赤平第二霊園の区画変更工事によって合計1,240区画となり、平成23年度は赤平霊園の貸付実績はなく、赤平第二霊園は10区画の貸し付けを行ったところであります。結果、歳入総額1,103万8,229円、歳出総額1,025万7,967円となり、差引額78万262円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第125号平成23年度赤平市用地取得特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

97ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。平成9年度、10年度の2カ年で用地を取得した際の起債の元利償還を行ったところであります。結果、歳入総額4,681万285円、歳出総額4,680万8,513円となり、差引額1,772円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第126号平成23年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

102ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。愛真ホームの短期入所者は48人、施設入所者は60人でありました。また、地域包括支援センターにおけるサービス計画費請求件数は、延べ1,146件となっております。結果、歳入総額1億9,741万9,667円、歳出総額1億8,658万3,018円となり、差引額1,083万6,649円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第127号平成23年度赤平市介護保険特

別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

106ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。平成23年度末の第1号被保険者は4,800人、要介護認定者は826人となったところであり、地域支援事業として特定高齢者施策対象に対し運動機能向上等のプログラムを実施したほか、一般高齢者施策として講演会や運動教室などを実施したところであります。また、包括的支援事業として日常生活や介護に関する総合相談支援等を行ったところであります。結果、歳入総額12億5,948万394円、歳出総額12億4,807万3,181円となり、差引額1,140万7,213円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第128号平成23年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市水道事業会計決算書、こちらの10ページをお願いいたします。事業報告書であります。主な建設改良事業といたしまして共和町配水管布設がえ工事、大町配水管布設がえ工事、茂尻送水流量計取りかえ工事並びに栄町配水池テレメーター化工事などを実施したところであります。営業収益のうち給水収益につきましては、前年度より1,281万6,192円の減収となっておりますが、人口減少による家庭用、業務用の水量の減少等によるものであります。営業費用につきましては、各種節減はもとより、修繕費の減少や退職手当組合負担金の精算金等の減少によって前年度より121万6,281円の減額となっております。収支差し引きとしては、3,058万7,473円の純利益となったところであります。

前に戻りまして、1ページをお願いいたします。決算報告書の主な内容につきましてご説明申し上げます。(1)、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は3億1,455万1,904円となっております。次に、支出であります。第1款水道事業費用の決算額は2億7,900万3,686円となっております。

次に、3ページをお願いいたします。(2)、資

本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は7,819万3,371円、支出の第1款資本的支出の決算額は1億6,618万7,259円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,799万3,888円は、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以下、財務諸表でございまして、5ページは損益計算書、6ページは剰余金計算書、また7ページは剰余金処分計算書案となります。このたび地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次一括法による地方公営企業法の一部改正により資本制度の見直しが行われ、平成23年度決算より剰余金計算書及び剰余金処分計算書の様式が改正となっております。7ページをお願いいたします。剰余金の処分に関しましては、当年度の未処分利益剰余金が1億2,831万7,445円となっており、そのうち160万円を減債積立金に積み立て処分後残高の繰越利益剰余金を1億2,671万7,445円とするものであります。8ページ、9ページは貸借対照表となります。

以上、水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について説明を終わらせていただきます。

次に、議案第129号平成23年度赤平市病院事業会計決算認定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成23年度赤平市病院事業会計決算書の11ページをお願いいたします。事業報告書であります。収益につきましては経営健全化計画に示す病床規模の適正化を1年前倒して実施し、本計画を上回る収益確保に至ったところであります。このうち入院収益につきましては、病床規模縮小によって前年度より患者数が2,262人の減少となり、外来収益については内科医師の不足等によって前年度より患者数が9,702人の減少となりましたが、医業収益全体として経営健全化計画を上回る結果となりました。費用につきましては、業務の効率化や人件費を中心とした経費の抑制、退職手当組合負担金の精算金の減少等によって前年度より4億4,323万1,000円の減額とな

りました。これらによって経常収支については21年ぶりの黒字化となり、さらに特別利益として不良債務を全額解消するため一般会計繰入金を前倒し、当期純利益は7億7,420万8,000円となりました。資本的事業につきましては、診療棟並びに病棟における施設及び設備の改修等を実施したところであります。

前に戻りまして、1ページをお願いいたします。決算報告書の内容につきまして、収入の(1)、収益的収入及び支出であります。第1款病院事業収益の決算額は26億8,875万94円、支出の第1款病院事業費用の決算額は19億1,394万4,511円となりました。

次に、3ページをお願いいたします。(2)、資本的収入及び支出であります。第1款資本的収入の決算額は1億5,681万8,000円、支出の第1款資本的支出は3億5,605万7,728円となったところであります。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,923万9,728円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37万4,000円、当年度分損益勘定留保資金5,998万5,008円で補填し、1億3,888万720円は一時借入金で措置いたしました。

次に、財務諸表であります。5ページは損益計算書で、6ページに記載のとおり、当年度純利益は7億7,420万8,541円となりました。また、7ページは剰余金計算書、8ページは欠損金処理計算書であります。水道事業会計と同様に地方公営企業法の一部改正により剰余金計算書及び欠損金処理計算書の様式が改正となっております。7ページをお願いいたします。当期純利益は、未処理欠損金に充てられ、当年度未処理欠損金は17億9,196万7,708円となります。9ページは貸借対照表であります。

以上をもちまして、議案第119号から議案第129号まで一括ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第119号、第120号、第121号、第122号、第123号、第124号、第125号、第126号、第127号、第128号、第129号については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、本案については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、植村議員、菊島議員、北市議員、竹村議員、向井議員、太田議員、五十嵐議員、以上7名を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第28 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、「義務付け・枠付けの見直し」に伴う条例制定の見直しについて、2、高齢者施策について、3、子育て支援について、4、証明書等の交付について、議席番号2番、五十嵐議員。

○2番(五十嵐美知君) [登壇] 通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

1点目の義務づけ、枠づけの見直しに伴う条例制定の取り組みについて、①、施設、公物設置管理基準等に関する条例委任への対応についてを伺いたいと思っております。地域主権一括法の本年4月本格施行を受け、地域の実情を踏まえた独自性のある条例が全国の地方議会において成立し始めたところであります。義務づけ、枠づけの見直しに関する第1次、第2次一括法の施行期日は平成24年4月1日、ただし経過規定により平成25年3月31日までの間各地方自

治体が条例を施行するまでは従前の国の基準が有効とされており。つまり地方自治体は平成24年度中に委任された条例を施行する必要があります。かねてより指摘されておりましたように、基準の制定には問題の実情や住民のニーズを詳細に把握する必要があります。また同時に地方自治体の権限行使を住民の目線で監視する地方議会の役割も重要になると思っております。地方自治体改革の中で手に入れた権限を生かし、どう地方自治を再生し、地方の時代を開いていくかは地方自治体、とりわけ住民と最も身近な基礎自治体の力量が問われることになると思いますが、本市として地域主権をどのように捉えて、また今後きめ細かな住民サービスの提供などを行政全般の取り組みとしてどのように進めていかれるのか伺いたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 施設、公物設置管理基準等に関する条例委任への対応につきましてお答えをいたします。

地域主権一括法は、住民が地域のあり方についてみずから考え、行動等に責任を持つという地域主権改革の意義にのっとりまして制定されたもので、これまで国の定めた基準等により制限を受けていたものがお話のありました義務づけ、枠づけの見直しにより、一部ではございますが、地方自治体で条例により基準等を制定できることとなったものでございます。このことから、本市におきましてもこれまでの基準等で支障がなかったかなど十分に検討し、住民に身近な行政主体としてより地域の実情に合った行政運営を図っていけるよう条例改正等に取り組んでまいりたいと考えまして、道から関連の情報提供がされておりますことから、それをもとにそれぞれ担当部署において検討し、また先日開催させていただきましたが、空知総合振興局より講師をお迎えし、「地域主権改革と赤平市の役割」と題しまして講演をいただき、地域主権改革の理解を深めてきたところでございます。さらに、この講演の中でも触れてございましたが、住民に最も身近な行政、市の役割

が重視される中でみずからの判断と責任において地域の実情に合った基準の設定等を講じる際には、これまで以上に市民ニーズの把握に努め、市民の意見を反映させる必要がありますことから、パブリックコメント手続制度を制定いたしまして、市民に意見を求めることや関係審議会等から意見の聴取を行うなどいたしまして、条例改正等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、第1次一括法では41の法律が、第2次一括法では160の法律が義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大として見直されておりますことから、赤平市市営住宅条例、赤平市都市公園条例、赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例などの条例の改正のほか、指定地域密着型サービスの事業に関する基準や指導の向上の技術的基準などに係ります条例等の制定につきまして検討を進めているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 おおむね理解したつもりですのですけれども、このたびの一括法で第1次で41、第2次では160ということで法律が見直されたわけですけれども、その中でも法律の該当に当たっては必ずしも1本の法改正と1本の条例とは限らないということでもありますので、これは内閣府地域主権戦略室で各団体が制定する必要がある条例の本数は一般的には都道府県では20本前後、また一般市町村では10本前後と考えられているようでありすけれども、そこでお答えでは市民のニーズの把握に努めるだとか、また市民の意見を反映させるための取り組みとしてパブリックコメントの手続制度の制定とか、また関係審議会等などからの意見の聴取を行うなどして条例の改正等や、また制定の検討を進めていくということでもございますけれども、でも今もう既に9月に入りまして、あと6カ月切るか切らないかではないかと思っておりますけれども、この年度内の条例の改定や制定に対しても日程的に非常にきつくて厳しいものではないかというふうに

私は感じるわけですが、そのスケジュールについて再度お聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） ただいまスケジュールに関してのご質問がございましたけれども、今月から来月初旬までにパブリックコメントに関する要綱等につきまして策定していくこととしてございます。また、市民生活に直接影響のあるものにつきましては、10月初旬から11月の初旬にかけて今お話しさせていただきましたパブリックコメントを実施するなど意見を集約いたしまして、11月中旬から下旬にかけて案をまとめ、12月定例会には上程させていただきたいというふうに考えているところでございます。そのほかにつきましてもパブリックコメント等による意見等を踏まえまして、3月定例会には上程させていただき、平成25年4月1日の施行には間に合わせたいと考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君） 「登壇」 わかりました。

最後に、この条例制定に当たりましては、国の基準が地域に合っているかどうか、また十分検討することが肝要であるというふうに思います。その結果が国の基準と同じ場合も考えられるかと思えます。また、全く検討の過程もなく、単に右から左へと国の基準を条例化するだけでは、これは条例委任拡大という趣旨から外れるということになります。特に市町村においては一番気になるところは、日程の厳しい中でどうなのかという質問をなぜしたかということ、大きな都道府県単位だとか政令市だとかということのまちについては政策法務課などの専門部署持っているわけですし、本市のようにこういう自治体にとっては人的、技術的な部分で課題もあるのでないかなというふうに思ったわけです。ですから、逆にこの機会に体制整備や人材の育成なども図る必要があるのではないかと。また、広域で連携することも必要でないかといったことでいろいろと私なりに心配もし、何とか赤平のまちづくりのために寄与

できる条例改正を行っていただきたいなということが大事だなと思います。いずれにいたしましても、地域のことは地域で決めていくという今後の条例制定が安心、安全、また住みやすいまちづくりに寄与できるように全力で取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次、②の公営住宅施策について伺いたいと思えます。これまで国が全国一律に定めてきた公営住宅、道路などの施設、公物設置管理の基準等を条例に委ねる条例委任の拡大は、住民に身近な目に見える効果が期待されております。その中でも特に地域特有の問題につきましては、所得基準の考え方、あるいは子育て世帯、新婚世帯への対応などとあわせ、40年代の老朽化した公営住宅の建てかえなどを含めた今後の取り組みについて伺いたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 公営住宅施策についてお答えをさせていただきます。

公営住宅の入居資格につきましては、これまで国が法令などで一律に定めておりましたが、地域主権改革一括法により公営住宅法等が改正されたことから、公営住宅の入居資格の一部を自治体がみずからの状況に応じて定めることが可能となりました。本市の地域事情といたしましては、都市部とは異なり、民間賃貸住宅の数が限られていることから、新婚世帯や子育て世帯の多くが公的住宅に頼らざるを得ない状況にあります。そのようなことから今改正におきましては、これらの世帯が公的住宅に入居しやすい環境を構築するために裁量階層の適用範囲を新婚世帯や子育て世帯を含めたものに拡大し、さらに入居収入基準については国が示す上限額に設定することを検討しております。

また、公営住宅の敷地、住戸、共同施設等の整備基準も条例委任となっておりますので、道営住宅の対応等から国の参酌基準を基本として検討しておりますが、市営住宅の建てかえにつきましては住宅マ

スタープラン等に基づき実施しており、現計画期間が平成26年度まででありますので、次期計画となる住生活基本計画策定に当たっては本市の住宅政策の現状と課題を整理し、本市におけるこれからの公的住宅のあり方を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 今お答えいただきましたけれども、現在住宅マスタープランのその後の計画で住生活基本計画のほうに決めて流れていくという話でしたけれども、この次の計画をどのように進めていかれようとしているのか、その点もう一度いいですか、お願いします。今後の進め方。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 住生活基本計画は、平成26年度策定予定であります。策定に当たっては住宅マスタープラン当初計画策定時と同様に商工会議所や社会福祉協議会等各種団体、学識経験者、庁内関係から成る策定委員会を設立し、市民アンケートや市営住宅入居者からの意見聴取を行うなど市民参加方法なども検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 わかりました。質問ではないですけれども、今回公営住宅に関しての本市独自の条例を策定するに当たって赤平には公営住宅、それぞれ団地が7つぐらいあると思うのです、大まかに分けて。それで、今後こういった団地も含めて40年代に建てられた老朽化した公営住宅の団地等も今後コンパクトなまちづくりや、また住みやすいまち、住んでいてよかったと若い方々も高齢者の方々も皆さんに感じていただけるような住環境整備のために条例制定に対しては当たっていただきたいのと、このことを強く申し上げましてお願いいたします。

次、2番目の……

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員、区切りのいいところで休憩を挟みたいと思うのですが、よろしい

ですか。

○2番（五十嵐美知君） はい、わかりました。

○議長（獅畑輝明君） 暫時休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 件名2の高齢者施策について伺います。①の高齢者家庭への見守りについて、アの行政による見守りについてを伺います。昨年6月定例議会でも質問させていただいている経過もありますので、端的に伺いたいと思います。

まずは、当市の現状として世帯数は減少しておりますけれども、高齢世帯、そして独居世帯は増加している状況にあると思います。市民の中には、家の中で万が一亡くなるようなことがあっても、少しでも早く見つけてほしいとせつないお話をされる方がおりますので、今回も質問させていただきます。私は、昨年質問の中で今後の超高齢社会を迎えるに当たり、より安心、安全な生活を送るためにも行政が直接見守りのできる情報通信の整備でテレビ電話などの活用について提案させていただきましたが、その後の進捗状況はどのようになっておられるのか、まずは伺っておきたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 行政による見守りにつきましてお答えいたします。

当市におきましては、人口の減少は進む中でも議員のご質問にもありましたが、独居並びに高齢者の世帯につきましては減少していないという、そのような状況にあり、日ごろの生活に不安を感じている高齢者も多いものと思っております。地域住民や民生委員などによる高齢者の見守り活動を進めてはいますが、地域によっては見守りの担い手が不足し、活動ができない地域もあることから、高度情報通信

機器を活用した見守りは有効な手段であり、システムの導入によって一定の成果を上げている自治体もあります。パソコンのテレビ電話複合端末を活用した見守りシステムの研修やデモを行い、庁内で検討を進めているとともに、携帯電話や見守り歩数計を活用した見守りを行っている道内の自治体への視察を行い、活用状況や課題等の調査を行っていますが、システムがより高度になりますと非常に有効な見守りを行うことが可能となりますが、利用する高齢者がうまく操作できるか、さらにはシステム導入費用と月々の使用料が高額になることが課題となるところでもあります。また、操作が比較的簡易なシステムであれば、費用も低額であり、利用もしやすいとは思いますが、個々の高齢者の状況に即した十分な見守りが行えるかが課題となり、ともに一長一短があるものと思っております。地域住民による助け合いや相互扶助による生活を営んでいく環境の維持が年々難しくなっている状況の中では、高度情報通信機器を活用した見守りの必要性が高まるものと思っておりますので、操作が簡易で利便性があり、赤平市の高齢者が有効活用できるシステムの調査研究を引き続き進めてまいります。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕いろいろと調査していただいているということは、よくわかりました。当市の高齢化も8月末では、人口1万2,128人ということに対しまして、65歳以上が4,771人ということで約40%に近くなってきているところがあります。昨年質問以来担当のほうでいろいろと調査研究していただいていることはよくわかりましたけれども、どうか高齢者の皆さんが安心して生活できるように、より一層取り組んでいただきたいことを切にお願いしておきますので、よろしく願いいたします。

次、イの情報インフラ整備について伺います。高齢者見守りにテレビ電話などの活用には、情報インフラ整備が必要なわけですが、市民の皆さん

のご意見の中には高速インターネットにつなぐ光ファイバーが望まれておりますことから、再度伺いたいと思います。昨年の市長答弁では、情報インフラ整備促進も必要となってくる場合もあり、需要動向等十分見きわめた中で検討してまいらなければならないというふうにございましたので、その後の進捗状況等について伺っておきたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 情報インフラ整備の進捗状況について、ご質問につきましてお答えいたします。

情報インフラ、とりわけ光ファイバーを用いました通信につきましては、一部のエリアは既に利用できるようになってございますけれども、ADSLによる高速インターネットは利用できませんものの、まだ光回線通信は利用できない地域がほとんどでございましたので、情報インフラ整備について検討しておりましたところ、NTT東日本の担当の方とお話をさせていただく機会がございまして、協議させていただいておりましたけれども、光回線通信の未提供地域のうち平岸地区につきましては7月11日に報道発表がありまして、NTT東日本によりまして整備されまして10月19日から供用開始いただくということになりました。他の地域も現在ご検討いただいているところでございます。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕情報インフラ整備の光回線の通信がまず平岸から動き始めるということで伺って、最終的には全市的に網羅される時期もそう遠くはない、早いのではないかという印象もお答えの中で感じました。そうになりましたら、若い方々、インターネットでのお仕事されている方々、さらに高齢者の見守りの手だても手段の一つとして取り組まれるきっかけになるものと期待いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次、②、電話サービス事業について伺います。電話サービス事業につきましては、社会福祉協議会が

電話ボランティアを募り、実施されている委託事業であります。平成10年度より始まり、当初は75歳以上の独居世帯への安否確認などに取り組み、200人以上の利用がありました。平成18年度ぐらいから96人と利用者が減少してきており、この背景には当然人口の減少等もあるかと思われま。また、65歳以上に年齢を下げるなどして取り組まれてきていたようでもありますけれども、平成23年度の利用では53人の実績でありますので、超高齢社会を目前に孤独死や地域との孤立死や、また地域社会との孤立化などにつながらないように何らかの対策を講じなければならないのではないかと思います。電話サービス事業が利用者の方々のニーズに合っているのかどうか、電話ボランティアさんのご意見なども伺って安否確認のよりよいサービス内容について行政として取り組んでいくべきではないかと思いますが、この点について伺っておきたいと思ひます。

○議長（獅畑輝明君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） お答えいたします。

電話サービス事業につきましては、社会福祉協議会に業務を委託し、あらかじめ登録をした高齢者を対象としてボランティアによる電話での声かけや安否の確認、さらには困り事の相談などに応じているところではありますが、ご質問にありましたように、人口の減少による登録者の減少や昨今では振り込め詐欺などに対する警戒感から高齢者が電話を敬遠する風潮もあることなどから、利用者が年々減少しているところでもあります。利用している高齢者からは、定期的な安否確認の連絡がある安心感や話し相手になってもらえるとの思いもあり、比較的好評を得ているものとは考えてはいますが、利用者のニーズに合ったよりよいサービスが提供できるよう利用者の意見を聞くとともに、社会福祉協議会とも検討を進め、さらには高齢者の利用を促進するために事業の広報活動にも引き続き取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君） [登壇] わかりました。この電話サービスも安否確認だとか見守りの一つとして、これまでの役割から次へのステップにニーズの変化している部分もあるのではないかというふう思うわけ。前段で申し上げましたテレビ電話などのような取り組みなどと連動していくものと思っておりますので、さらなる検討をと申し上げておきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次、大綱3点目の子育て支援について伺ひます。

①のチャイルドシート貸与事業につきまして伺ひます。チャイルドシート貸与事業につきましては、道路交通法の改正に伴い、平成12年4月1日施行より子供を車に乗せる際にはチャイルドシート着用が義務づけられ、当市においても子育て支援の一環としてチャイルドシートの貸与事業が同時に始まりました。現在12年が経過しておりますが、当初乳児用、幼児用、児童用に分け、それぞれ5台ずつ貸与事業に用意されましたが、年数とともに劣化もしてきております。私自身最近になって孫の預かりにチャイルドシートの貸与を希望して使わせていただきまして、感じた次第でございます。それと同時に、当初のチャイルドシートのつくりでいえば、現在のものとは、改良されてきておりますので、安全面でも不安があります。したがって、貸与事業は年間平均値で二十数件の実績と順調に運用されておりますことから、改善していく時期に来ているのではないかと思いますので、この点のお考えを伺ひたいと思ひます。

○議長（獅畑輝明君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） チャイルドシートの貸し出し事業についてお答えをいたします。

本事業につきましては、6歳未満の幼児の着用が義務づけられた道路交通法の改正に合わせまして、平成12年4月から市民の経済的負担の軽減と乳幼児の死傷事故の防止を図るため、赤平市社会福祉協議会に委託して実施をしております。市民に貸し出しするチャイルドシートは、乳児用、幼児用、児童用

それぞれ各5台の計15台で運用をし、貸与期間は3カ月以内としております。チャイルドシートは、乳幼児期に限定しての使用物であるものの比較的高額でありますことから、本事業につきましては毎年一定の利用がございませう。直近3年間の利用実績を申し上げますと、平成21年度が20件、平成22年度が21件、平成23年度が23件と毎年順調に市民の利用がございませう。お話にございませうとおり、シートにつきましては10年以上経過しており、経年による傷みや汚れなど更新の時期に来ているものが数台ありますので、シートの状態を勘案しながら対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ぜひよろしくお願ひいたします。それもできるだけ早い時期に改善していただきますように、よろしくお願ひいたします。

次、②の公園の遊具整備について伺います。公園の整備に伴う遊具の設置等につきましては、昨年に引き続き本年も長寿命化を初め取り組まれてはおりますが、ここで平岸新光町団地前の公園に遊びに来ている子供たちの家族の方々から子供の遊びに欠かせない遊具が余りにも少な過ぎるのではないかとのご意見をいただきましたので、伺いたいのですが、当市の公園整備にかかわる年次計画にこの地域の公園整備も入っていることは担当のほうからも伺っているわけですので、私も改めて現地に行き見てまいりましたが、遊具は3つだけでありました。その中で私が行ったときには5人の子供さんたちが遊んでおり、何ともかわいそうな気がいたしましたので、26年度の年次計画には入っているのはわかりますが、前倒して子供たちの遊びの内容を充実した遊具の設置は考えられないのでしょうか、お考えを伺います。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 公園の遊具整備についてお答えをさせていただきます。

都市公園の整備等につきましては、国の社会資本整備重点計画に基づき平成21年に公園施設長寿命化計画策定補助制度が策定されるなど、地方公共団体が管理する都市公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコストの削減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取り組みの推進が図られております。本市においても昨年度赤平市公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設改修につきましては社会資本整備総合交付金を活用し、赤平市都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業にて昨年度は4公園、今年度は5公園の整備を行ってきたところであります。平岸公園につきましては、現計画では平成7年に遊具のリニューアルを行っておりますことから、整備年次は街区公園の最終年にしたところであります。しかし、地域別に見ますと平岸地区の公園はこれまで整備していない現状にあること、地域住民から早期整備の要望が高いことなどを踏まえ、平成25年度整備の可能性について北海道とも協議を行ってまいりたいと考えております。また、遊具につきましては、町内会のご意見も伺いながら、コンビネーション遊具等子供たちが楽しめる遊具への更新も検討してまいりますので、ご理解いただきたくお願ひ申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 私、1年ぐらい前倒して設置していただけるようで、ありがたいと思います。

そこで、課長、コンビネーション遊具というのは、済みません、年齢的にもなじまない言葉なので、少し具体的にどんな遊具なのか教えてください。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） コンビネーション遊具でございますが、複合遊具で、例えば滑り台と太鼓はしごなど複数の機能の遊具から成るものでございます。いろんな遊びができるもので、これまで市内では平岸中央公園、ふれあい遊園、東文京公園に設置をしております。また、ことしは豊栄町公園と茂尻元町公園に設置をしております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 よくわかりました。ありがとうございます。

それでは、最後の件名4の証明書等の交付について伺います。①のコンビニにおける交付について伺います。現在一部自治体で実施されているコンビニ交付サービスは、受け付け業務を委託する自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、セブンイレブンの約1万4,000店舗のマルチコピー機から住民票の写しや各種税証明書などを入手することができます。このサービスに2013年春から業界2位のローソンと同じく4位のサークルKサンクスも参入することになりました。コンビニ交付は、2010年2月から東京都渋谷区、三鷹市及び千葉県市川市で試験的に始まりましたが、総務省の調べでは本年5月7日時点で交付業務をセブンイレブンに委託している自治体は46市町村で、本年度中の新規委託も福岡市など11市町にとどまっているようですが、普及が進まない要因の一つに利用できるコンビニがセブンイレブンに限られていることなどを挙げられているようです。来春から大手2社が参入し、3社が交付サービスを取り扱うことになると利用可能店舗が全国的に広がり、参入自治体数も大幅に増加することが見込まれ、今後の展開に期待されているところであります。コンビニ交付サービスは、役所の窓口があいていない日でも証明書を取得することができ、住民が必要なときに都合のいい場所でサービスを受けられ、役所にとっては住民サービスを向上させられるほか、窓口業務負担の軽減などコスト削減の効果にもつながる施策であると思いますが、この点どのように考えられるでしょうか、伺います。

○議長（獅畑輝明君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） コンビニにおける交付についてご答弁申し上げます。

コンビニ交付サービスにつきましては、コンビニエンスストアで住民票等を受け取ることができると

いうもので、いわゆる住基カードにより店舗の端末を利用して発行手続を行うものであり、平成22年度から始まっております。住民票、印鑑証明の交付が基本ですが、税の証明や戸籍の交付も行っているところもあるようでございます。現在全国56市町村、道内では音更町のみの実施となっており、全国の実施率は3%程度となっておりますが、お話にございましたとおり、来年度からは参入業者がふえてまいります。コンビニ交付のメリットでございますが、市民の皆様からすれば、役所の窓口の場所や時間の制約なく交付を受けられるということがございます。また、役所側としても職員の負担軽減につながると言われてございます。一方で、コストの問題がございます。一般的にハードが最低の設備で3,300万、運営負担金が数百万と言われており、ハードソフトのメンテ費用、さらにはコンビニ業者への委託費用もでございます。また、現在各個人がお持ちの住民基本台帳コードのほかに考えられているマイナンバー制度、これがどういうふうになっていくか不明確でございます。各市町村においてはコンビニ交付のメリットを理解しつつも、経費面やこれらの動静について静観している状況ではないかと考えております。本市といたしましては、費用対効果の面から現在のところかなり難しいと考えておりますが、今後の社会情勢などの推移を注視してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 今の答弁で費用対効果の面では難しいというふうなお答えであったかと思っておりますけれども、来春からの参入企業拡大に伴って、今多様化していく住民の行政に対するニーズに適切に対応できる、そういうことも必要になってきているというふうに思います。もうご存じかと思っておりますけれども、地方自治情報センターなどで具体例などを扱われておりますので、この中では地域連合なんかも取り組まれているところもあります。そういった意味でぜひ具体例などを参考にさせていただきながら、なお一層今後検討していただ

たいというふうに思いますので、よろしくお願いい  
たします。よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして一般質問を終わります。

---

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程  
は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時23分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)